

大分市上下水道局週休2日工事実施要領

第6条に係る労務費等の補正係数の運用について

1. 現場閉所型週休2日制

(1) 要領第6条の規定に基づき、4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じて予定価格を算出するものとする。算出にあたり、以下の3点について留意すること。

- ① 市場単価方式、土木工事標準単価による積算にあたっては別紙に示す補正係数を乗じるものとする。
- ② 建築・設備工事（プラント設備含む）における見積単価については補正の対象外とする。
- ③ 工場製作にかかる経費など現場作業以外の作業にかかる経費については、対象外とする。

(2) 補正係数等については、下記によることとする。

土木工事（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む）

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率	率（休日/28日）
4週8休	1.04	1.02	1.03	1.05	28.5%

※労務費補正の対象は、公共工事設計労務単価及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

配水管布設工事

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率	率（休日/28日）
4週8休	1.05	1.04	1.04	1.06	28.5%

2. 週休2日交替制

(1) 要領第6条の規定に基づき、4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じて予定価格を算出するものとする。算出にあたり、以下の点について留意すること。

① 市場単価方式、土木工事標準価格による積算にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

(2) 補正係数等については、下記によることとする。

土木工事（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む）

休日の形態	労務費	現場管理費率
4週8休	1.04	1.03

配水管布設工事

休日の形態	労務費	現場管理費率
4週8休	1.05	1.03

別紙 「土木工事市場単価の補正について」

下記工種において、土木工事市場単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

名称	区分	補正係数	
		4 週 8 休以上	
		現場閉所	交替制
鉄筋工		1.04	1.04
ガス圧接工		1.03	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工柵 （横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.04
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
法面工		1.02	1.02
吹付砕工		1.03	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.03
道路植栽工	植樹	1.04	1.04
	剪定	1.04	1.04
公園植栽工		1.04	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.01	1.01
グルーピング工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

別紙 「土木工事標準単価の補正について」

下記工種において、土木工事標準単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

名称	区分	補正係数	
		4 週 8 休以上	
		現場閉所	交替制
区画線工		1.04	1.04
高視認性区画線工		1.04	1.04
橋梁塗装工		1.03	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.03
	人力	1.04	1.04
コンクリートブロック積工	設置	1.04	1.03
排水構造物工		1.04	1.03
鋼製排水工設置工		1.04	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
表面含侵工	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
防草シート設置		1.03	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗装除去工		1.04	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.04	1.04
機械式継手工		1.04	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.02
ノーコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.04	1.04

支承金属溶射工		1.04	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.03	1.03

附則

令和 3 年 4 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則

令和 5 年 4 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則

令和 5 年 8 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則

令和 6 年 4 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則

令和 6 年 7 月 15 日以降に起案する工事に適用する。